

第 2 1 号議案

加東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

加東市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号ア(ア)を次のように改める。

(ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）

が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員第 1 7 条第 2 号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第 2 1 条を第 2 3 条とし、第 2 0 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 2 1 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 2 2 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 2 1 号議案 要旨

加東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号）の改正に伴い、地方公務員においても職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置を講じる必要があることから、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 会計年度任用職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間に係る要件を削ること。（第 2 条及び第 1 7 条関係）
- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する規定を加えること。（第 2 1 条及び第 2 2 条関係）

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常時勤務することを要しない職員又は地方公務員法(昭和23年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下これらを「非常勤職員」という。)であって、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員(その養育する子が1歳6箇月に達するまでの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(イ) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常時勤務することを要しない職員又は地方公務員法(昭和23年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下これらを「非常勤職員」という。)であって、次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) (略)</p>

イ・ウ (略)

(部分休業を請求することができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する

_____非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 (略)

イ・ウ (略)

(部分休業を請求することができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で

定める非常勤職員以外の非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければ

<p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p>	<p><u>ならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p>
------------------------------------	--